

岩手県告示第 278 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 4 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 道路の種類 県道  
(2) 路線名 盛岡横手線  
(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
和賀郡西和賀町沢内字川舟 38 地割 21 番地先から第 39 地割 346 番 1 地先まで	新	m 35.0~10.5	m 540.0
	旧	17.0~9.0	535.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局北上総合支局土木部  
イ 期間 平成 20 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

- 2 (1) 道路の種類 県道  
(2) 路線名 南笹間黒沢尻線  
(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北上市鳩岡崎 3 地割 166 番 4 地先から 13 番 1 地先まで	新	m 12.5~11.0	m 216.0
	旧	10.5~9.0	216.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局北上総合支局土木部  
イ 期間 平成 20 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで